

# 新型コロナウイルス感染症の 感染状況を踏まえた特例的な対応について

# 介護保険施設における退院患者の受入促進に向けた取組について

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）において「退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること」とされたことも踏まえ、臨時的な措置として、介護報酬における特例的な評価を行う。

## 取組の詳細

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険施設で、自施設から入院した者以外であって、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした者を受け入れた場合について、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携</li><li>・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供</li><li>・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備等の手間について、特例的な評価を行う。</li></ul></li></ul>
単位数	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 退所前連携加算（500単位）について、入所日から最大30日間、特例的に算定を認める。</li></ul>
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険施設（特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設）<ul style="list-style-type: none"><li>※ 通常より丁寧な健康観察等が求められることから、配置基準上医師の配置が求められるサービスを対象</li></ul></li></ul>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事務連絡発出日（令和3年2月16日）のサービス提供分から開始</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 入所時の説明の際に、本加算の算定についても同意を得る。</li></ul>

# (参考) 診療報酬における取組 (後方支援病床の確保について)

## 新型コロナウイルス感染症患者について

①療養病床(都道府県から受入病床として割り当てられた療養病床)について、一般病床とみなして、**病床確保料の対象**とできることとした。

(令和3年1月13日付事務連絡発出)【同日から適用】

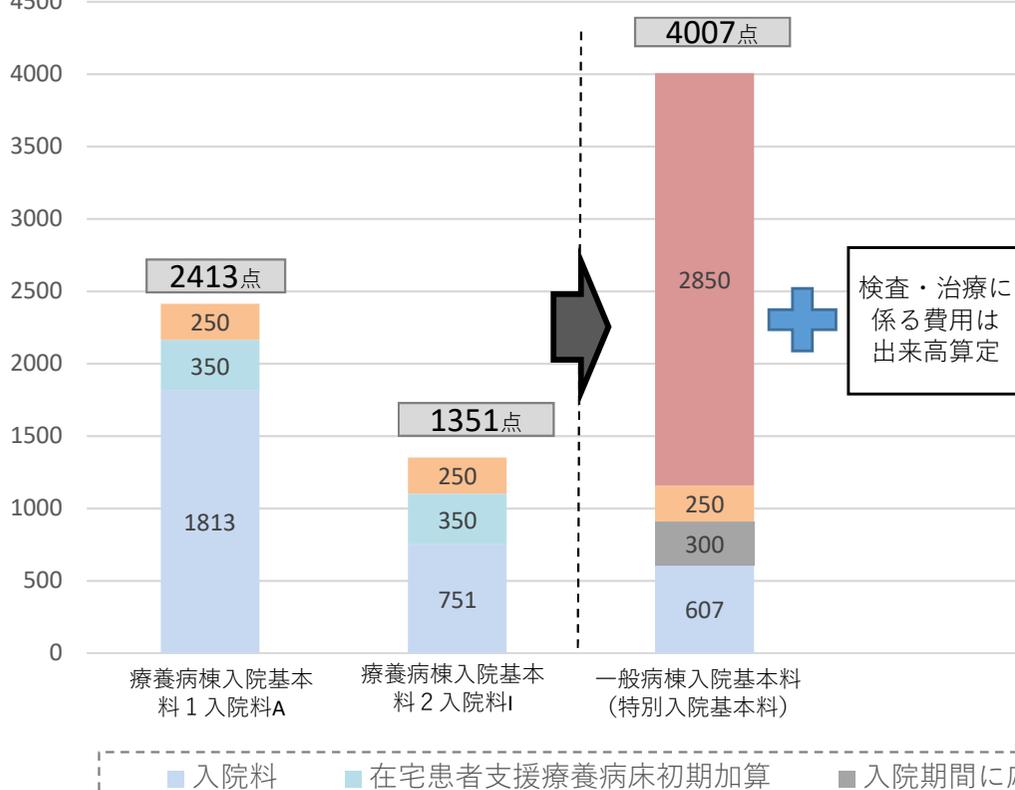
- ・ 重症者・中等症者病床 41,000円/日
- ・ その他病床 16,000円/日

②療養病床(都道府県から受入病床として割り当てられた療養病床)に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合、一般病床とみなし、**一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料**を算定できる旨を明確化。

(令和3年1月13日付事務連絡発出)【取扱いの明確化】

- ・ 検査・治療に係る費用について、出来高で算定することが可能
- ・ 中等症患者に係る救急医療管理加算の特例算定(3倍・2,850点)等が算定可能

【点数のイメージ】 ※ 上記②について、特例(3倍・2,850点)を算定する場合



## 回復患者について

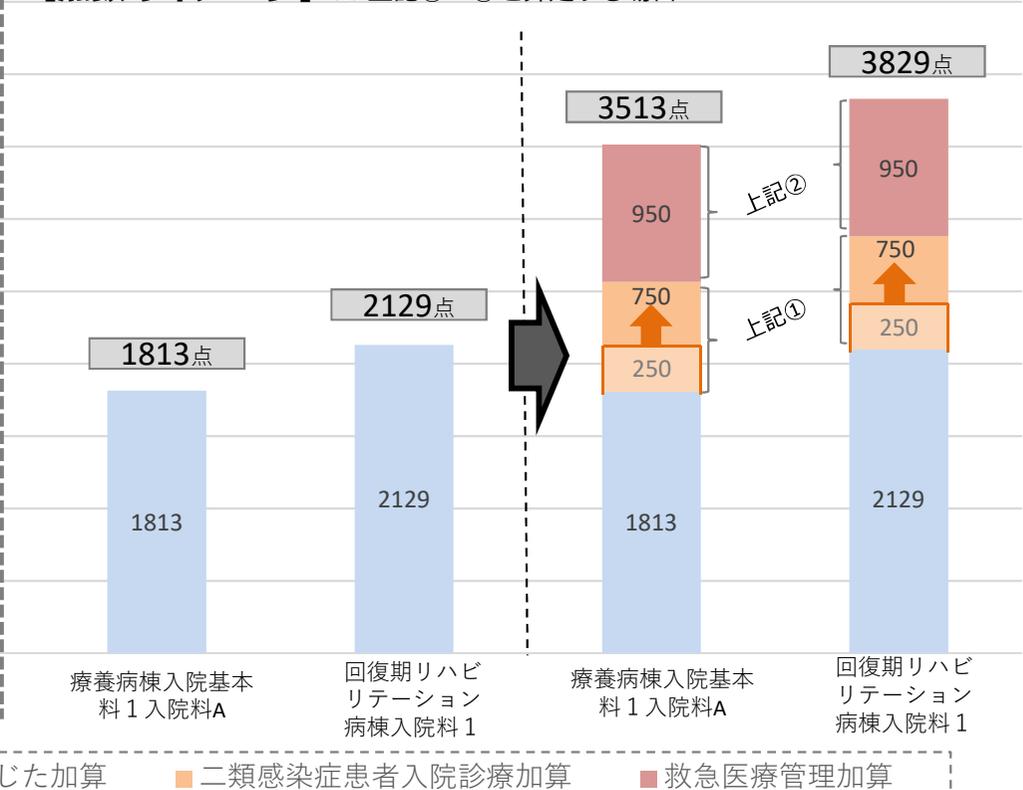
①新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合の評価として、**二類感染症患者入院診療加算(3倍)750点**を算定できることとした。

(令和2年12月15日付事務連絡発出)【同日から適用】

②新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、救急医療管理加算(**950点**)を最大90日間算定できることとする。

(令和3年1月22日事務連絡発出)【同日から適用】

【点数のイメージ】 ※ 上記①・②を算定する場合



# 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた介護療養病床に係る特例的な対応

- 介護療養病床の基本報酬の見直しに関して、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、介護医療院の開設許可申請等の手続きに追加の期間を要することにより、令和3年3月末までの移行等が困難である医療機関について、特例的な対応を行う。

## 対応内容

### 概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、手続きに追加の期間を要する場合であって、下記の要件を満たす場合、令和3年9月30日までの間、現行の基本報酬を算定できることとする。

#### <要件>

令和3年3月31日までに下記①②③を提出すること。

- ① 申請等の手続きの開始予定時期
- ② 令和3年10月1日時点又は令和4年4月1日時点の予定移行先
- ③ 令和3年3月末までに移行が困難な理由

### 対象サービス

- 介護療養病床

### 実施時期

- 令和3年4月1日から同年9月30日まで
- 令和3年3月3日付で上記取扱いについて都道府県宛通知

# (参考)新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 災害時の対応を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等にあたって、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、状況に鑑みてさらに柔軟な取扱いを可能としており、主な取扱いは以下のとおり。

## 1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能
- 訪問介護の特定事業所加算等の算定要件等である定期的な会議の開催等について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応可

## 2. 訪問サービスに関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に訪問介護員の資格を有する者を確保できないと判断できる場合、訪問介護員の資格のない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、サービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事可
- 訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することが可

## 3. 通所サービスに関する事項

- 事業所が休業している場合に、居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可
- 介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、令和2年6月1日付け事務連絡「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に記載のある算定方法により算定される回数について、提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の基本報酬を算定可（短期入所系は、3日に1回、緊急短期受入加算を算定可）（※令和3年3月サービス提供分まで）

## 4. 居宅介護支援等に関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ケアプランで予定されていたサービス利用等がなくなった場合でも、必要なケアマネジメント業務を行い、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、居宅介護支援費の請求可
- 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由があり、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱い可